

「仏壇の表示に関する公正競争規約（案）」等の概要

平成24年1月25日
消費者庁
公正取引委員会

- 1 対象商品（規約案第3条第1項及び規則案第1条）
金仏壇、唐木仏壇及びその他の仏壇（家具調仏壇等）
- 2 対象事業者（規約案第3条第2項及び規則案第2条）
製造業者、輸入業者及び販売業者
- 3 必要表示事項（規約案第4条～第10条及び規則案第3条～第9条）
店頭等、カタログ、取扱説明書、保証書、仏壇本体、広告等について、それぞれ必要表示事項を定める。
＜例＞ 店頭等に展示する金仏壇の場合
商品名、木地主材料、正面表面仕上げ、主な金箔粉等、原産国、外形寸法及び販売価格
- 4 二重価格表示の制限（規約案第11条及び規則案第10条）
不当な価格表示についての景品表示法上の考え方（平成12年公正取引委員会）により表示すること。
- 5 特定用語等の表示基準（規約案第12条、第13条及び規則案第11条）
完全、優位性、最上級等、認定、推奨等を意味する用語の使用基準、写真と販売価格を対応させて表示すべき旨、競合製品との比較表示を適正に行うべき旨を規定。
- 6 不当表示の禁止（規約案第14条）
- 7 おとり広告に関する表示の禁止（規約案第15条及び規則案第12条）
- 8 公正取引協議会の設置、違反に対する調査、措置等、規則等の制定（規約案第16条～第21条）